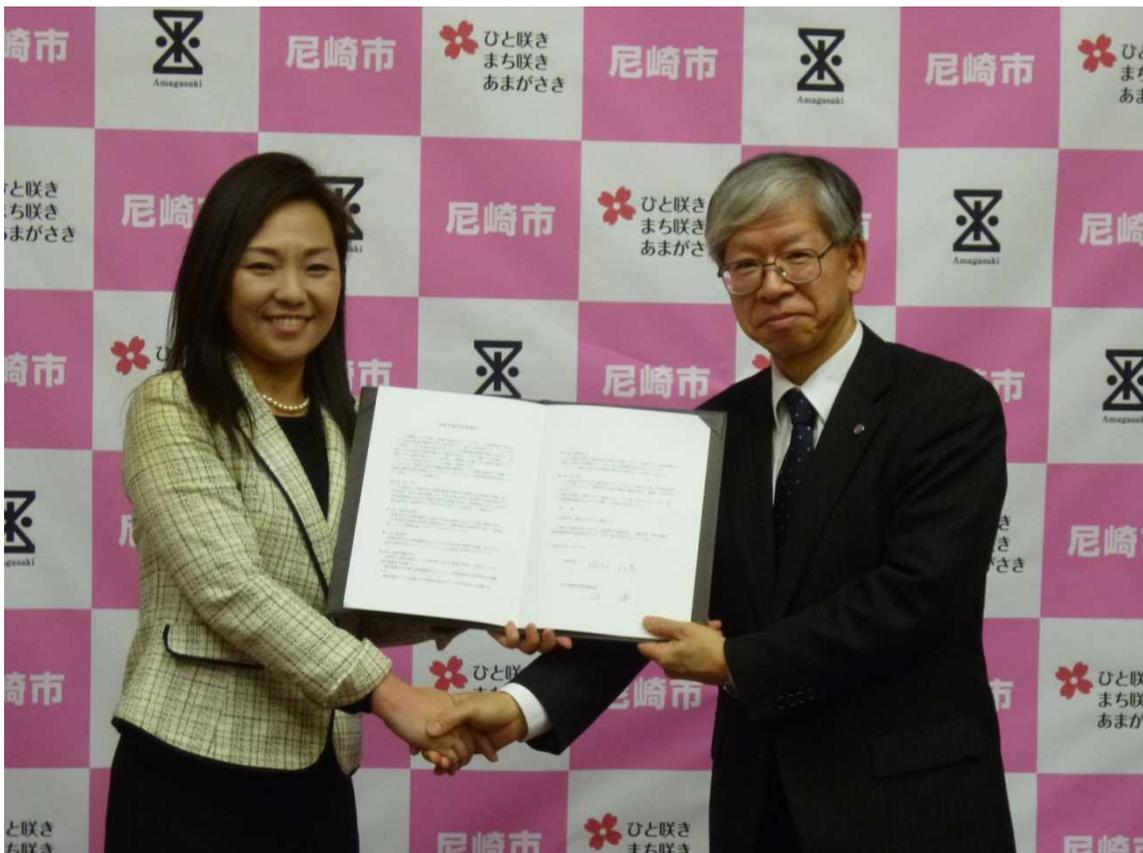


尼崎市雇用対策協定 締結式

平成 29 年 1 月 19 日（木）尼崎市役所（市長室）において

尼 崎 市 長 稲 村 和 美

兵 庫 労 働 局 長 小 林 健





兵庫労働局発表
平成29年1月13日(金)

担	職業安定部職業安定課
	課長 足立 靖行
	雇用情報官 鮫島 成人
当	電話 078-367-0792

県内の中核市で初！尼崎市と兵庫労働局が雇用対策協定を締結

～共催事業第1弾：『あまが「すき」就職面接会』を1月27日に開催～

尼崎市と厚生労働省兵庫労働局は、より緊密に連携して雇用対策に取り組むため、雇用対策法に基づく「雇用対策協定」を締結します。

この協定締結にあたり、以下のとおり締結式を行いますのでお知らせいたします。

1 協定締結式

- (1) 日時 平成29年1月19日(木) 午後5時から(20分程度)
- (2) 場所 尼崎市役所 南館2階 市長室
(尼崎市東七松町1丁目23番1号)
- (3) 出席者 尼崎市市長 稲村 和美(いなむら かずみ)
兵庫労働局長 小林 健(こばやし けん)
- (4) 概要 尼崎市市長、兵庫労働局長の挨拶、協定書への署名、記念撮影

2 協定の概要

(1) 目的

「経済の好循環と『しごと』の安定を目指す」ことを基本目標のひとつとした尼崎版総合戦略(尼崎市策定)の観点を踏まえ、地域における活発な産業活動による雇用の創出と、そこで働く人材が働くことを通じてその意欲と能力を十分に発揮し、積極的に活躍できる環境を構築するため、尼崎市と兵庫労働局が雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に推進する。

(2) 協定に基づく事業計画(平成28年度)の主な取組内容(別紙事業計画案) ※

- ア 新規学校卒業予定就職希望者に対する支援
- イ 若者に対する就職支援
- ウ 子育て女性及び女性の活躍に向けての支援
- エ 市民への積極的な広報

※ 同事業計画は、同協定に基づき設置される運営協議会で策定される。

【お問い合わせ先】

兵庫労働局職業安定部職業安定課

【担当】 鮫島 【電話】 078-367-0792

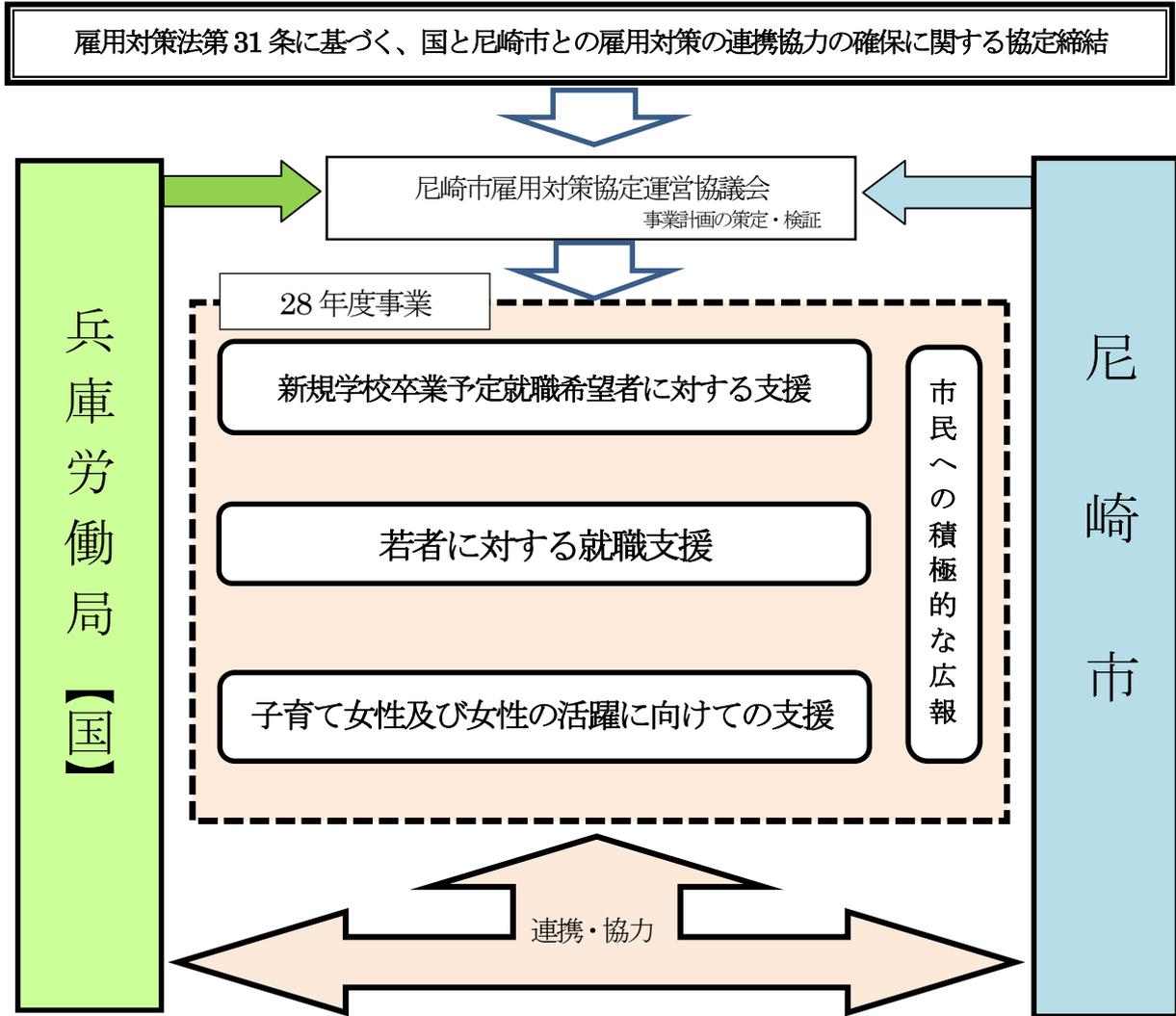
尼崎市経済環境局経済部しごと支援課

【担当】 朴 【電話】 06-6430-7635

*当日、尼崎市役所にて取材をご希望される報道関係者の方は、1月17日(火)までに、兵庫労働局職業安定部へご連絡願います。

(別紙)

兵庫労働局と尼崎市との雇用対策協定及び事業計画の概要



尼崎市雇用対策協定に基づく事業計画(案)(平成28年度)の概要

新卒者、既卒者等就職支援

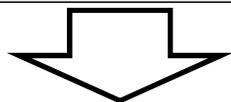
- ◎「あまがさき合同就職面接会・説明会」の共催
- 「あま JOB ステーション」による職業相談・職業紹介の実施
- 「尼崎市内企業&大学生交流会」の実施
- 大学職員同行による市内企業訪問
- ハローワークでの支援と相談及び職業紹介
- ハローワーク学卒ジョブサポーターによる支援(学校訪問による職業講話・職業相談)
- ユースエール認定企業の選定促進
- 「若者応援宣言企業」「ユースエール認定企業」各制度の周知による認定促進

若者の就職支援

- ◎「あまが『すき』就職面接会」の共催
- キャリアアップ支援事業として実施する「しごと塾」及びセミナー等による就労・就職支援
- 「あま JOB ステーション」による職業相談・職業紹介の実施
- ハローワークにおけるフリーター、正社員転換支援(対象者支援と企業支援)
- 尼崎市主催のキャリアアップ支援事業への講師派遣

子育て女性及び女性の活躍支援

- 「尼崎市女性センター・トレピエ」での就職支援セミナーの開催とハローワークからの講師派遣
- 「尼崎市女性センター・トレピエ」での女性の就労に関する情報コーナー設置、女性の社会保険労務士等による各種相談及び就労体験事業の実施
- ハローワークマザーズコーナーでの職業相談・職業紹介のほか「尼崎市女性センター・トレピエ」での出張相談の実施
- 「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」の選定促進



市民への積極的な広報

「市報あまがさき」や尼崎市並びに労働局ホームページでの掲載のほか関係機関相互による広報



経済の好循環と『しごと』の安定へ

尼崎市雇用対策協定

少子高齢化と人口減少の進展や経済のグローバル化による産業競争の激化など、社会や経済の構造が大きく変化する中、「経済の好循環と『しごと』の安定を目指す」ことを基本目標のひとつとした尼崎版総合戦略の観点を踏まえ、地域における活発な産業活動による雇用の創出と、そこで働く人材が働くことを通じてその意欲と能力を十分に発揮し、積極的に活躍できる環境を構築することが、まちの活力を高めていく上で極めて重要である。

このため、尼崎市と厚生労働省兵庫労働局は、より連携を強化し、協働して柔軟に雇用対策を推進していけるよう、以下のとおり「尼崎市雇用対策協定」(以下「協定」という。)を締結する。

第1条(目的)

この協定は、尼崎市及び兵庫労働局が経済の好循環と雇用環境の改善・向上を目指し、相互に密に連携して、「市内企業の若手人材確保と定着支援及び女性の活躍推進」等の雇用に関する課題を共有し、課題解決に向けた雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に取り組むことを目的として締結する。

第2条(事業内容等)

尼崎市及び兵庫労働局は、前条の目的を達成するため、共通の事業目標のもとに具体的な取組の内容及び実施方法を「尼崎市雇用対策協定に基づく事業計画」(以下「事業計画」という。)に定めるものとする。

第3条(要請等)

尼崎市長及び兵庫労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができ、これに誠実に対応するものとする。

第4条(運営協議会等)

尼崎市と兵庫労働局は、この協定書に基づく事業を計画し、実施するために運営協議会を設置する。

- 2 運営協議会は必要の都度開催することとし、事業計画及び事業報告を審議する。
- 3 運営協議会の下に事業内容の詳細な検討を行うため作業部会を設置する。

第5条(秘密保守)

この協定に基づく雇用対策に関する取組において、尼崎市及び兵庫労働局

が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。
ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

第6条（その他）

この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、尼崎市及び兵庫労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

- 2 協定当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、尼崎市長、厚生労働省兵庫労働局長が記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 29 年 1 月 19 日

尼崎市長

厚生労働省兵庫労働局長

【参考】

1 雇用対策協定締結の意義・目的

全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、地域の抱える課題を共有し、それぞれの役割分担を明確にし、一体となった雇用対策に取り組むことを約するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結します。

2 国と自治体との雇用対策協定の締結状況(別添)

平成29年1月1日現在で、国と雇用対策協定を締結した自治体は、別添の114自治体(38都道府県68市7町1村)ですが、兵庫県の中核市では初めての雇用対策協定の締結となります。

国と地方自治体の雇用対策協定について

○ 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成29年1月1日時点)】 計114自治体(38都道府県68市7町1村)

【都道府県(38都道府県)】

- ①北海道(24年12月) ②奈良県(25年6月) ③滋賀県(25年11月)
- ④京都府(26年2月) ⑤高知県(26年3月) ⑥岩手県(26年3月)
- ⑦長崎県(27年2月) ⑧東京都(27年2月) ⑨鳥取県(27年3月)
- ⑩山口県(27年3月) ⑪長野県(27年3月) ⑫宮崎県(27年3月)
- ⑬青森県(27年3月) ⑭大阪府(27年3月) ⑮群馬県(27年6月)
- ⑯沖縄県(27年8月) ⑰福岡県(27年10月) ⑱宮城県(27年10月)
- ⑲和歌山(27年11月) ⑳富山県(27年11月) ㉑福井県(27年11月)
- ㉒香川県(27年12月) ㉓山形県(27年12月) ㉔愛媛県(28年1月)
- ㉕熊本県(28年1月) ㉖三重県(28年2月) ㉗徳島県(28年3月)
- ㉘岡山県(28年3月) ㉙福島県(28年3月) ㉚茨城県(28年3月)
- ㉛石川県(28年3月) ㉜山梨県(28年4月) ㉝千葉県(28年8月)
- ㉞埼玉県(28年8月) ㉟佐賀県(28年8月) ㊱愛知県(28年8月)
- ㊲島根県(28年8月) ㊳静岡県(28年12月)

※ ㉜㉝:第6次地方分権一括法の施行日(平成28年8月20日)に、従前より締結していたハローワーク特区協定を雇用対策協定とみなした。

【市町村74市町村】

- 1 北九州市(22年3月) 2 横浜市(23年1月) 3 福岡市(23年3月) 4 久留米市(24年3月)
- 5 宮古島市(25年1月) 6 広島市(25年1月) 7 堺市(25年11月) 8 鳴門市(26年11月)
- 9 神山町(27年1月) 10三好市(27年2月) 11阿南市(27年3月) 12熊本市(27年3月)
- 13沖縄市(27年3月) 14浜松市(27年3月) 15美馬市(27年5月) 16太田市(27年5月)
- 17館山市(27年6月) 18吉野川市(27年6月) 19総社市(27年7月) 20小松島市(27年7月)
- 21前橋市(27年8月) 22東大阪市(27年8月) 23志布志市(27年10月) 24始良市(27年10月)
- 25熱海市(27年10月) 26日南市(27年10月) 27勝山市(27年11月) 28牟岐町(27年11月)
- 29南九州市(27年12月) 30新潟市(27年12月) 31大野市(27年12月) 32掛川市(27年12月)
- 33常陸太田市(28年1月) 34越前町(28年1月) 35福井市(28年2月) 36山形市(28年2月)
- 37鯖江市(28年2月) 38指宿市(28年2月) 39天童市(28年2月) 40高槻市(28年2月)
- 41日置市(28年2月) 42越前市(28年2月) 43宇佐市(28年2月) 44佐伯市(28年2月)
- 45那須塩原市(28年2月) 46豊後大野市(28年2月) 47笠間市(28年2月) 48豊後高田市(28年3月)
- 49坂井市(28年3月) 50札幌市(28年3月) 51小田原市(28年3月) 52高崎市(28年3月)
- 53あわら市(28年3月) 54北上市(28年3月) 55霧島市(28年3月) 56都城市(28年3月)
- 57下関市(28年3月) 58東海村(28年3月) 59大洗町(28年3月) 60鹿児島市(28年3月)
- 61敦賀市(28年5月) 62吹田市(28年5月) 63柏原市(28年5月) 64永平寺町(28年7月)
- 65千葉市(28年7月) 66中津市(28年7月) 67吉野町(28年7月) 68倉敷市(28年8月)
- 69加西市(28年8月) 70小浜市(28年9月) 71日田市(28年10月) 72浦添市(28年11月)
- 73若狭町(28年11月) 74宮崎市(28年11月) 75薩摩川内市(28年12月) 76 寝屋川市(28年12月)

